

障自第 2280 号

令和 7 年 1 月 28 日

不動産関係事業者 各位

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課長

身体障がい者補助犬の受け入れにかかる協力について（依頼）

平素は、本府障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記について、本府では様々な機会を通じて身体障がい者補助犬（以下「補助犬」という。）の啓発に取り組んでいます。

つきましては、下記をご確認のうえ、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 補助犬とは

身体に障がい者のある方の生活をサポートする「盲導犬、介助犬、聴導犬」の総称です。ペットとの大きな違いは、「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定された犬であり、清潔で社会のマナーも守ることができます。

2. 補助犬の役割

盲導犬	視覚に障がいがある人が安全に歩けるように、障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりするなど、安全に歩けるようにサポートを行います。
介助犬	手や足に障がいのある人に対し、物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助など日常生活動作のサポートを行います。
聴導犬	聴覚に障がいがあり聞こえない、聞こえにくい人に対し、玄関のチャイム音、メール等の着信音、赤ちゃんの鳴き声、車のクラクション等の生活音を聞き分け教えます。

3. 協力依頼

身体障害者補助犬法により、民間の住宅でも管理者は補助犬同伴・使用の受け入れを拒まないよう努力することが求められています。

不動産関係事業者の皆様におかれましては、法の趣旨を鑑み、入居の受け入れを前提とした管理規則を定めるなど、ご協力をお願いいたします。

身体障害者補助犬法（抜粋）

第11条 住宅を管理する者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

4. その他

入居時にペットか補助犬か判断に迷われた場合は、「補助犬認定証（使用者証）」で確認することが可能です。補助犬を使用する人は必ず所持しており、この使用者証の提示を求めることは失礼にあたらなため、提示を求めご判断ください。

以上

【お問合せ先】

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

社会参加支援グループ 補助犬担当

住 所：〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

電 話：06-6944-9176

メール：jiritsushien@sbox.pref.osaka.lg.jp